

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第9号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第7条の2関係）			別表第2（第7条の2関係）		
項	路線名等	区間	項	路線名等	区間
略			略		
97	福山市道一文字新涯1号線	福山市一文字町7番先から 福山市新涯町二丁目24番先まで	97	福山市道一文字新涯1号線	福山市一文字町7番先から 福山市新涯町二丁目24番先まで
<u>97の2</u>	<u>福山市道東福山駅前2号線</u>	<u>福山市引野町四丁目12番先から</u> <u>福山市引野町四丁目31番2先まで</u>			
略			略		

附 則

この公安委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。